

○豊橋市青少年センター条例施行規則

昭和53年 3 月 31日

教育委員会規則第 4 号

豊橋市青少年センター条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、豊橋市青少年センター条例（昭和53年豊橋市条例第12号。以下「条例」という。）第15条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(一部改正〔平成22年教委規則 7 号〕)

(使用時間等)

第 2 条 豊橋市青少年センター（以下「青少年センター」という。）の使用時間は、午前 9 時から午後10時までとする。ただし、宿泊の場合は午前 9 時から翌日午前 9 時までとする。

2 照明設備の使用期間は、4 月 1 日から11月30日までとする。

3 前 2 項の規定にかかわらず、指定管理者が必要と認めたときは、教育委員会の承認を得て、これを変更することができる。

(全部改正〔昭和54年教委規則 9 号〕、一部改正〔平成22年教委規則 7 号〕)

(休館日)

第 3 条 青少年センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者が必要と認めたときは、教育委員会の承認を得て、これを変更することができる。

(1) 月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日

(2) 1 月 1 日から同月 3 日まで及び12月29日から同月31日まで

(一部改正〔平成 2 年教委規則 7 号・10年 1 号・19年 3 号・22年 7 号〕)

(使用承認申請手続)

第 4 条 条例第 5 条第 1 項の規定により、青少年センターの使用承認を受けようとする者（体育室を個人使用する場合は除く。）は、使用期日前 5 日までに、使用承認申請書（様式第 1 号）を指定管理者に提出しなければならない。ただし、指定管理者が教育委員会の定める特別の事由に該当すると認めたときは、この限りでない。

2 前項の使用承認申請書は、使用が引き続き 7 日を超えるものは、これを受理しな

い。ただし、指定管理者が教育委員会の定める特別の事由に該当すると認めるときは、この限りでない。

(一部改正〔昭和60年教委規則4号・平成22年7号〕)

(使用承認書の交付等)

第5条 指定管理者は、前条の規定による使用の申請を承認したとき又は個人使用の申請を受けたときは、使用承認書(様式第2号)又は普通使用券(様式第3号)若しくは回数使用券(様式第4号)(以下「使用券等」という。)を交付する。

2 使用の承認を受けた者又は使用券等の交付を受けた者(以下「使用者」という。)が青少年センターを使用しようとするときは、使用承認書又は使用券等を指定管理者に提示し、又は提出して、その指示を受けなければならない。

(全部改正〔昭和60年教委規則4号〕、一部改正〔平成22年教委規則7号〕)

(使用料の減免申請手続)

第6条 条例第5条第2項ただし書の規定により、使用料の減免を受けようとする者は、使用料減免申請書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(一部改正〔昭和60年教委規則4号・平成22年7号〕)

(使用の取消し手続)

第7条 使用者は、使用の取消しを受けようとするときは、使用承認取消願(様式第6号)に使用承認書を添えて指定管理者に提出しなければならない。

(一部改正〔昭和60年教委規則4号・平成22年7号〕)

(使用後の点検)

第8条 使用者は、条例第10条の規定により原状に回復したときは、指定管理者の点検を受けなければならない。

(一部改正〔平成22年教委規則7号〕)

(遵守事項)

第9条 使用者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 施設、設備及び器材、教材を損傷し、又は汚損しないこと。
- (2) 建物又は敷地内において喫煙しないこと。
- (3) 所定の場所以外において飲食し、又は火気を使用しないこと。
- (4) 他人の迷惑となるような行為をしないこと。
- (5) その他管理上必要な指定管理者の指示に反する行為をしないこと。

(一部改正〔平成22年教委規則7号・8号〕)

(委任)

第10条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則 (昭和54年8月20日教委規則第9号)

この規則は、昭和54年8月22日から施行する。

附 則 (昭和60年9月27日教委規則第4号)

この規則は、昭和60年10月1日から施行する。

附 則 (平成2年3月31日教委規則第7号)

この規則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則 (平成10年2月12日教委規則第1号)

- 1 この規則は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に改正前の各規則の規定に基づいて作成されている様式は、改正後の各規則の規定にかかわらず、当分の間これを使用することができる。
- 3 この規則の施行の際、現にこの規則の施行の日以後の各施設の使用について承認されている日が改正後の各規則に規定する休館日に当たるときは、改正後の各規則の規定にかかわらず、当該日は当該施設の休館日としない。

附 則 (平成19年3月30日教委規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成20年6月19日教委規則第7号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成20年9月25日教委規則第8号) 抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成20年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に改正前の各規則の規定に基づいて作成されている様式は、改正後の各規則の規定にかかわらず、当分の間これを使用することができる。

附 則 (平成22年6月30日教委規則第7号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(豊橋市児童文化センター条例施行規則の廃止)

2 豊橋市児童文化センター条例施行規則（昭和37年豊橋市教育委員会規則第5号）は、廃止する。

（豊橋市青年の家条例施行規則の廃止）

3 豊橋市青年の家条例施行規則（昭和55年豊橋市教育委員会規則第9号）は、廃止する。

（豊橋市青年の家条例施行規則の廃止に伴う経過措置）

4 この規則の施行の際、現に廃止前の豊橋市青年の家条例施行規則第5条の規定により交付された使用承認書又は回数使用券は、改正後の豊橋市青少年センター条例施行規則第5条第1項の規定により交付された使用承認書又は回数使用券とみなす。

附 則（平成22年11月25日教委規則第8号）抄

（施行期日）

1 この規則は、平成23年1月1日から施行する。

附 則（平成30年3月29日教委規則第5号）

この規則は、平成30年6月1日から施行する。

附 則（令和5年3月29日教委規則第10号）

（施行期日）

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に提出されている改正前の各規則の規定に基づいて提出されている様式（次項において「旧様式」という。）は、改正後の各規則の規定による様式とみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式については、当分の間、所要事項を調整して使用することができる。

附 則（令和8年1月28日教委規則第2号）

（施行期日）

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に改正前の豊橋市青少年センター条例施行規則の規定による様式第1号により提出されている様式（次項において「旧様式」という。）は、改正後の豊橋市青少年センター条例施行規則の規定による様式とみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式については、当分の間、所要事項を調整して

使用することができる。

様式第1号（第4条関係）

豊橋市青少年センター使用承認申請書				
				年 月 日
指定管理者 様				
団体名				
申請者住所				
氏名				
電話				
次のとおり使用したいので申請します。				
使用目的				
使用日時	年 月 日	午 時 分	から	年 月 日
使用人員	小・中学生	青年	一般	計
使 用 場 所 等	※使用料		備 考	
研 修 棟	第 1 研 修 室		円	
	第 2 研 修 室		円	
	第 3 研 修 室		円	
	第 4 研 修 室		円	
	第 5 研 修 室		円	
中 央 棟	体 育 室	全 面	円	
		半 面	円	
	大 研 修 室		円	
	音 楽 室		円	
	多 目 的 室		円	
宿 泊 棟	宿 泊 室		円	
運 動 広 場	運 動 広 場		円	
	照 明 設 備		円	
使用責任者	住所			
	氏名			
	電話			
備 考				

注 1 使用場所等の該当欄に○印を付けること。

2 ※使用料欄は、記入しないこと。

様式第2号（第5条関係）

豊橋市青少年センター使用承認書					
		申請日	年	月	日
		承認日	年	月	日
		承認番号			
様					
指定管理者 ㊦					
青少年センターの使用については、次のとおり承認します。					
使用目的			使用人員		
使用日	開始時間	終了時間	施設又は設備名	使用料	
施設使用料計			設備使用料計		
加算使用料計			減免使用料計		
			合計使用料		
備考					

様式第3号(第5条関係)

普通使用券

表面

年月日 小・中学生	年月日 小・中学生
体育室 普通使用券	体育室 普通使用券
	豊橋市青少年センター

切取線

年月日 青 年	年月日 青 年
体育室 普通使用券	体育室 普通使用券
	豊橋市青少年センター

切取線

裏面

年月日 一 般	年月日 一 般
体育室 普通使用券	体育室 普通使用券
	豊橋市青少年センター

切取線

	注 意
	1 この券は、当日1人1回限り有効です。
	2 この券は、専用で使用されている時は使用できません。
	3 指定管理者の指示を必ず守ってください。
	4 使用中の事故については責任を持ちませんので注意して使用してください。

切取線

様式第4号（第5条関係）

回数使用券

表紙

No.
体 育 室
回 数 使 用 券
豊橋市青少年センター

表紙裏面

注 意
1 この券は、1人1枚 1回限り有効です。
2 この券は、使用する とき受付へ提出して ください。
3 この券は、専用で使 用されている時は使 用できません。
4 指定管理者の指示を 必ず守ってください。
5 使用中の事故につい ては責任を持ちませ んので注意して使用 してください。

小・中学生	小・中学生
体 育 室	体 育 室
回数使用券	回数使用券
	豊橋市青少 年センター

切取線

青 年	青 年
体 育 室	体 育 室
回数使用券	回数使用券
	豊橋市青少 年センター

切取線

一 般	一 般
体 育 室	体 育 室
回数使用券	回数使用券
	豊橋市青少 年センター

切取線

様式第5号（第6条関係）

豊橋市青少年センター使用料減免申請書 年 月 日 豊橋市長 様 団体名 申請者住所 氏名 次の事由のため使用料を減額 免除してください。	
減免を受けようとする事由及びその額	
使用日時	年 月 日 午 時 分から 年 月 日 午 時 分まで
使用室名	
使用人員	
その他	

様式第6号（第7条関係）

豊橋市青少年センター使用承認取消願 年 月 日 指定管理者 様 団体名 申請者住所 氏名 次の事由のため使用承認を取り消してください。			
取消しを受けようとする理由			
使用日時	年 月 日 午 時 分から 年 月 日 午 時 分まで		
使用室名			
使用承認年月日	年 月 日	承認番号	
その他			